

\*\*\*\*\*

令和 2 年 第 3 回 臨時会

# 上富良野町議会会議録

\*\*\*\*\*

令和 2 年 5 月 1 5 日

上富良野町議会

# 目 次

第 1 号（5 月 1 5 日）

○議 事 日 程	1
○出 席 議 員	1
○欠 席 議 員	1
○遅 参 議 員	1
○早 退 議 員	1
○地方自治法第 1 2 1 条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	1
○開会宣告・開議宣告	2
○議会運営等諸般の報告	2
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	2
○日程第 2 会期の決定について	2
○日程第 3 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて (令和 2 年度上富良野町一般会計補正予算(第 2 号) )	2
○日程第 4 議案第 3 号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	6
○日程第 5 議案第 2 号 令和 2 年度上富良野町一般会計補正予算(第 3 号)	9
○日程第 6 議案第 4 号 上富良野町財政調整基金の一部支消について	9
○閉 会 宣 告	16

### 令和2年第3回上富良野町議会臨時会付議事件一覧表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	専決処分の承認を求めることについて (令和2年度上富良野町一般会計補正予算(第2号))	5月15日	承認可決
2	令和2年度上富良野町一般会計補正予算(第3号)	5月15日	原案可決
3	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	5月15日	原案可決
4	上富良野町財政調整基金の一部支消について	5月15日	原案可決

○議事日程 (第1号)

- 第 1 会議録署名議員の指名について  
第 2 会期の決定について 5月15日 1日間  
第 3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和2年度上富良野町一般会計補正予算(第2号))  
第 4 議案第3号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
第 5 議案第2号 令和2年度上富良野町一般会計補正予算(第3号)  
第 6 議案第3号 上富良野町財政調整基金の一部支消について
- 

○出席議員 (14名)

- |     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 元井晴奈君 | 2番  | 佐川典子君  |
| 3番  | 高松克年君 | 4番  | 中瀬実君   |
| 5番  | 金子益三君 | 6番  | 中澤良隆君  |
| 7番  | 米沢義英君 | 8番  | 荒生博一君  |
| 9番  | 佐藤大輔君 | 10番 | 今村辰義君  |
| 11番 | 小林啓太君 | 12番 | 小田島久尚君 |
| 13番 | 岡本康裕君 | 14番 | 村上和子君  |
- 

○欠席議員 (0名)

---

○遅参議員 (0名)

---

○早退議員 (0名)

---

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

- |        |       |          |       |
|--------|-------|----------|-------|
| 町長     | 向山富夫君 | 副町長      | 石田昭彦君 |
| 総務課長   | 宮下正美君 | 企画商工観光課長 | 辻剛君   |
| 町民生活課長 | 星野耕司君 |          |       |
- 

○議会事務局出席職員

- |    |       |    |       |
|----|-------|----|-------|
| 局長 | 深山悟君  | 次長 | 飯村明史君 |
| 主事 | 真鍋莉奈君 |    |       |

午前10時00分 開会  
(出席議員 14名)

### ◎開会宣告・開議宣告

○議長(村上和子君) 御出席まことに御苦勞に存じます。ただいまの出席議員は14名でございます。

これより令和2年第3回上富良野町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

暫時休憩いたします。

全員協議会後に再開したいと思います。

午前10時01分 休憩  
午前10時30分 再開

○議長(村上和子君) それでは臨時会を再開します。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

### ◎議会運営等諸般の報告

○議長(村上和子君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(深山 悟君) 御報告申し上げます。

本臨時会は、5月12日に告示され、翌日の13日に議案等の配付を行い、その内容につきましては、お手元に配付の議事日程のとおりであります。

本臨時会に提出の案件は、町長から提出の議案4件であります。

本臨時会の説明員につきましては、町長以下、関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。

以上であります。

○議長(村上和子君) 以上をもって議会運営等諸般の報告を終わります。

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(村上和子君) 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

5番 金子 益 三 君  
6番 中 澤 良 隆 君

を指名いたします。

### ◎日程第2 会期の決定について

○議長(村上和子君) 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思いません。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定しました。

### ◎日程第3 議案第1号

○議長(村上和子君) 日程第3 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度上富良野町一般会計補正予算(第2号))を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(宮下正美君) ただいま上程いただきました議案第1号専決処分の承認を求めることについて(令和2年度上富良野町一般会計補正予算(第2号))につきまして、専決処分した要旨について御説明申し上げます。

本件は、国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」により実施することとなりました「特別定額給付金給付事業」及び「子育て世帯への臨時特別給付金給付事業について」、国の補正予算成立後、早期に事業に着手するため、両給付事業に要する費用について、補正予算を調製し5月1日付けで専決処分を行ったところであります。

なお、財源につきましては、全額国が負担することとなりますが、事業費総額が10億円を超える予算であり、出納整理期間の時期と重なることから、短期的な資金確保のため、一時借入金の借入限度額の引き上げを合わせておこなったところであります。

そのようなことから、地方自治法の規定により予算の内容を議会へ報告するとともに、承認を賜りたく、本議案を上程するものであります。

それでは以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分についてのみ説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第1号をごらんください。

議案第1号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規

定により報告し、議会の承認を求める。

記。

処分事項、令和2年度上富良野町一般会計補正予算(第2号)。

1枚お開きください。

専決処分書。

令和2年度上富良野町一般会計補正予算(第2号)を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年5月1日。

令和2年度上富良野町一般会計補正予算(第2号)。

令和2年度上富良野町の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億7,501万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億3,008万9千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(一時借入金の補正)。

第2条、一時借入金の借入れの最高額に3億円を追加し、一時借入金の最高額を5億円とする。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

14款国庫支出金10億7,501万4千円。

歳入合計、10億7,501万4千円。

2、歳出。

2款総務費10億5,841万7千円。

3款民生費1,578万7千円。

11款給与費81万円。

歳出合計、1億7,501万4千円。

以上で、議案第1号専決処分の承認を求めることについて(令和2年度上富良野町一般会計補正予算(第2号)の説明といたします。

御審議いただき、御承認くださいますようお願い申し上げます。

**○議長(村上和子君)** この件について御質疑ございますか。

5番金子益三君。

**○5番(金子益三君)** この専決に関するところでお聞きしたいのですが、国が行います特別定額給付金事業ということで、一人10万円の給付がありますが、報道等

でもありますが、他の自治体では非常に早い対応等々があったとも聞いております。この間、町民の皆様のご意見を伺うと、上富良野町はなかなか遅いですね。給付金が来る前に納付金があるというような抑えられるようなこともあったのですが、ここに至るに4月の段階で閣議決定がされ、こちらの特別給付金については措置があるという段階で、おそらく町としてもいろいろな準備をして、諸般の事情があつてこの時期なつたと思ひますが、ここまで伸びた大きな一番の要因というのはどういったものがあるのかお伺いします。

**○議長(村上和子君)** 総務課長、答弁。

**○総務課長(宮下正美君)** 5番金子議員からありました特別給付金に関しますスケジュールの質問かなというふうに思います。当町につきましても、4月下旬といひますか、10万円の定額の情報が入りましてから、それぞれ内部的に準備を進めてきています。その段階で5月1日で予算の専決をして、それぞれ必要な物品等を調達をかけているところでございますが、現行、今の町の申請書いわゆる郵送用の申請書がちょっと送れていないという理由につきましても、いわゆる発送用の封筒とあと、返信用の封筒の調達が当町につきましても、まだ、最終的には来週に納品がされるということでありまして、それをもって郵送の方の申請書を送るような形になっているスケジュールで今時点の状況となっております。

こちらにつきましては、早い段階で打ち合わせをしながら発注をしていたところなんですけれども、結果封筒が確保できない中で、今、封筒を待っているという状況になってございます。

あと、スケジュール的なものでいきますと、いわゆるオンライン申請につきましては、当町につきましては、すでに御承知のとおり11日から開始をしておりまして、給付自体は今、来週の20日から初回の振り込みを始めていくということで、準備を進めているところでございます。

今後、多くの申請者がされるのかなというふうに思ひますので、そこらへんにつきましては、正確性をもって極力早く、給付にできるように努めていきたいというふうに思っておりますので御理解いただきたいと思ひます。

以上です。

**○議長(村上和子君)** よろしいですか

ほかにごございませんか。

8番荒生博一君。

**○8番(荒生博一君)** 同じく、この特別定額給付金に関して、ただいま総務課長からの答弁では、なんとも情けない話ですけども、封筒の調達がままならないそういった事由で納付が、給付が送れるということでしたけれども、まずお伺いします。

例えば、郵便局やその他のそういった一般に市販されている封筒で代替え措置を講じて、事務処理を早めて、郵送の案内というのを早めることもできたとも思うのですが、まずこの件に確認させていただく点。

あとは、この全国的な緊急事態宣言の発令に伴い、ステイホームを余儀なくされていた間、これは連休中ですが、でも4月20日に閣議決定されたこの案件、もし、早期に対応するのであれば、例えば、案として休日出勤を職員に命じ、その間、代休という形になると思いですけれども収束の後にゆっくりと対応した職員を休ませて、本当に労をねぎらうという形もやる気があればとれたと思うのですけれども、今回タイムスケジュールを組むにあたりそういった案というのは組織内部ででたのかどうか確認したいと思います。

**○議長（村上和子君）** 副町長、答弁。

**○副町長（石田昭彦君）** 8番荒生議員からいただきました御質問にお答えいたしたいと思っておりますけれども、議員も御承知のように、国等の流れについては、すでに御案内のとおりかというふうに思います。

4月20日に閣議決定がされて、国の予算が確定されたのは4月30日だったかなというふうに思います。前段、国の方では、4月の7日時点の経済対策の発表の中では、困っている人に30万円の給付をするというような予算が予定されておりまして、それが大きく変更になった中で、4月20日に閣議決定をされたということで、まだ予算が全然確定されていない時期でありましたので、我々もどこにどう着手したら良いのかというようなこともありながら総務課長の方から私の方にも相談がありました。町の方では予算が確定していないのか確定のない中だけでも、事前着手になるけれども封筒等の発注をしていいかというような相談があって、予算はないけれども既存の事業費等については予算があるので、結果、それは後で組み替えがあっても、それは事前着手と言われるかもしれないけれども発注はしていこうということで4月23日の時点でそれらについてお願いをしたところであります。

当初から印刷屋の方からはたくさんの注文がありますので1カ月は見てくださいというようなことがあって、1カ月になるともう、5月の20日を過ぎてくることになるので、当時、その頃の全国的な状況の中では、小さな自治体では、5月の下旬には給付がスタートできるのではないかということでありましたので、概ねそういうスケジュールでうちもなんとかいけるのかなというふうに理解しておりましたけれども、ほかの町が努力が素晴らしかったのか、私たちの町が努力が至らなかったのかそれは別ですけれどもそういうような流れの中で1日で

も早く納品をしてほしいというようなことをお願いしながら、来週の外封筒と内封筒それぞれ結果、間違いがあっては困りますので、スピードももちろん今回はスピードを持った対応が第一義でありますし、また、第2義としては間違いがあっては困りますのでこんな中で、今回、私どもも一番懸念したのは、DV等の対応については、4月30日までの届け出等があっても整理が5月8日までということになっておりますので、その以前に給付している小さな自治体もニュース等で見てますけれども、こういうものが二重交付になったらどうなるんだろうということも想定しながら、これはいくらなんでも5月の8日前に給付するようなことってというのは、これは基本的に、我が町ではあってはならないなというようなことで少なくとも受付等は5月8日以降に受付できるようにしようということで、オンラインの申請についても週明けの11日から受付をできるように、これもできるのかどうかというのも非常に微妙でありました。システム会社の方からの納入も、システムの納入もしばらく時間がかかるというようなことでありましたので、これも何とか5月11日から受付を開始できるようになりましたけれども、そんなような中で、当然うちの職員も一生懸命頑張っていた中で、なんとかこの5月の下旬には郵送ができるようなそういう準備になったのかなというふうに思っています。

結果として新聞報道等で見ると、私たちの町は少し小さな町の中では都市部に比べるとどうかということもありますけれども、小さな町の中では郵送の発送が少し、遅い自治体の部類に入るんだなということについては、町民の皆さんにもうしばらくお待ちくださいということですね我慢をしてくださいということでお願いするしかないのかなというふうに理解しているところであります。

**議長（村上和子君）** よろしいですか。

8番荒生博一君。

**○8番（荒生博一君）** 質問の内容に答えていただけてないのですけれども、例えば各所にある既存の封筒をそれに代用したとして、不足分が例えば2,500足りないとかという形のオーダーであればもうある種、一定の業者に頼むことなく、その思いがあればどこでも調達できたんじゃないですか。その件もお答えいただけてないですし、ゴールデンウィーク期間、職員を出勤を命じ、その対応の処理をするということに関しての答弁もお願いいたします。

**議長（村上和子君）** 副町長、答弁。

**○副町長（石田昭彦君）** 8番荒生議員の御質問にお答えしますが、先ほど、答弁させていただきましたように間違いがあってはいけないということで、外封筒は窓あ

き封筒をぜひ用意したいと。どうしても普通の茶封筒と  
いいですか既存の封筒であればシールを張るものと中の  
申請書に入れ間違い等があると大変なことになります  
ので、なんとか窓封筒をなんとしても確保しようという  
ようなことで、窓封筒既存のものがございましたので、  
どうしても用意しなければならないということと、  
返信用封筒につきましては当然返信のための郵便料の承  
認の手続きが必要ですので、承認番号を含めた印刷が必  
要になるのでそういうものをお願いした中で、その印刷  
を待った現状にあります。

荒生議員がいうようにたとえば返信用の封筒も料金後  
納の印刷じゃなくて、例えば5,000世帯送るのに5,  
000枚の切手を買ってそういう対応をすることも可能  
といえば可能だと思います。それがどうなのかとすでに  
発注もしておりましたので、そういうような中でなんと  
か我慢していただくことはそれができ上がるまで我慢し  
ようということで、私たちはそういう対応をとらしてい  
ただいたところでありました。

**○議長（村上和子君）** よろしいですか。

ほかにございませんか。

7番米沢義英君。

**○7番（米沢義英君）** 同僚議員が現状の申請の遅い早い  
というような議論もされましたので、ぜひ、早急にでき次  
第対応していただきたいというふうに思います。

そこで確認いたしますが、郵送等については5月25  
日スタートという形になっておりますが、準備ができ次  
第おそらく対応されるかというふうに思いますが、この  
点は遅れることは現状ではないのかどうか。まずは確認  
します。

それともう1点は、オンライン申請等にいたってはいろ  
いろ新聞等で記入の誤り等があるという形の中で、自  
治体でも大変苦慮しているというような状況があるかと  
思いますが、上富良野町の現状については、申請状況等  
のような状況になっているのかお伺いいたします。

郵送についてなんです、これはおそらくまた、高齢者  
の方、年配の方に至っては、どういふふうに入力して良  
いかわからないというようなこともおそらく出てくるの  
かなというふうに思っております。そう意味でそういった  
ところに対する、対応というのも当然とられているとい  
うふうに思いますが、この点。

さらに周知等については防災無線や当然、郵送で行き  
ますから、そういった分でお知らせになるかというふう  
に思いますが、周知等の徹底等についてお伺いします。

さらに伺いたいのは、今回の補正予算の中身で、一般  
事務職員の報酬という形の予算が計上されています。こ  
れは、新たに何人か雇用されるのかその中で、こういった

給付対応されるのか、現行のいわゆる特別給付対策チ  
ームという形で対応されるのか、その点すみやかにある程  
度動くとすれば臨時的な一定の新たな雇用も必要なのか  
なというふうに思いますが、こういった対策等について  
お伺いしたいと思います。

**○議長（村上和子君）** 総務課長、答弁。

**○総務課長（宮下正美君）** 7番米沢議員からありました  
定額給付金の部分の御質問にお答えをいたします。

まず、最初にスケジュールの関係でございます。先ほど  
議員からもありましたが、当町としまして今郵送の受付  
のスタートを5月25日のスタートということで予定を  
しているところでございます。それに向けまして郵送の  
申請ということで今準備を進めています。基本は今より  
遅れることはないなというふうに思っておりますが、  
ただ、こういう時ですので、例えば、先ほどより封筒が何  
かにより納品されないですとか、あるいは申請書も今こ  
れから出力しますけれども何かトラブルがあれば別です  
が、基本これを今めざして、これを極力早くするというこ  
とも目指しておりますが、この日をスタートということ  
で今スケジュールを組んでいるところでございます。

続きまして、オンライン申請の部分でございます。こ  
ちらにつきましては、これまでに昨日現在ですが、当町につ  
きまして約100件程度のオンライン申請があったところ  
でございます。誤りににつきましては多くはいわゆる、仮  
名名義の分かる添付書類の写しをつけてくださいという  
ことで御案内をしているのですが、多くの方がいわ  
ゆる通帳の表面のところを写真に撮って送っていただい  
て、仮名のわかる場所がないということがありますの  
で、その部分の仮名が確認できるものがないという部分  
が中には多いのかなというふうに思っております。こ  
ちらの対応につきましては、一応オンライン申請につ  
きましては、申請時にその方のいわゆる連絡先としてメ  
ールアドレスを記載していただいておりますので基本はそ  
ちらのメールの方にこういう仮名氏名がわかる添付書類  
を改めて送ってくださいということで、再度の申請では  
なくて不足の書類をメールで送っていただくという形で  
処理を今のところはさせていただいております。概ね、  
それで、今時点では対応ができていっているところでご  
ざいます。

次、3番目のいわゆる今後始まります、郵送申請にと  
もないうち、特に高齢者の含めての窓口対応というこ  
ろでございます。国が今、周知しているのは、今回は、新  
型コロナウイルス感染症対策なので、基本は郵便とオン  
ラインですよというのが大原則になってございまして、  
ほかのところも含めて、基本窓口のところでもやり取りを  
しないというのが大原則になってございます。ただ、こち



らにつきましてはどうしてもそうならない方がいらっしゃいますので、常設で窓口を開くということは今、想定はしていません。そうしますと皆さん来られますのでわかりませんが、ただ、そういう方のために窓口対応というのは整備をしようというふうにただ思っています。こちらにつきましてはこれから郵送の方の御案内には書いてあるんですけども、どこでやっていますので来てくださということではなくて来る前に先に電話をいただいでしてください。それで混み具合で、混んで待ってもらっても困りますので、何時の何日ぐらいに来てくださいなというふうにすれば少ない人数でやりとりができるのかなというふうに思っています。

あと、周知の方法なんですけども、こちらにつきましては、限られた中になりますので、防災無線、ホームページ、あと、個別にご案内もしますし、あと、今後は広報ですとかなるかなと思います。最終的には、限られた期間の中でございます。今回はあくまでいわゆる、申請主義になってますので、どの程度、全員に町が配らなければならないという趣旨の給付金にはちょっとなっていないということなんですけども、そこら辺は、申請状況を見ながらいわゆる、今度は、たぶん漏れている人っていうのはいわゆる高齢者とか情報になかなか疎い方ですので、そういう部分につきましては、先ほど対策チームの中で、保健福祉課を入れているというのは、いわゆるそういう方の対応について行おうということで、そうなりますと地区の民生委員ですとか、そういう方のご協力をいただきながら少しでも行き渡るようなことでやっていこうということで今、想定をしているところでございます。

あと、事務費の方の部分の報酬でございます。こちらにつきましては、今の時点では新たに新規に会計年度任用職員の方をとということでは想定はしていません。今いる方で、業務の調整をしながら対応をしていただける方について、作業量に応じて仮に人手がいるときにはこちらを手伝っていただく時のためにということで、予算の方は計上させていただいているところでございます。

以上です。

**○議長（村上和子君）** 7番米沢義英君。

**○7番（米沢義英君）** この点で最後になりますけど、これは所得のいわゆる収入の対象にはならないという形で押さえてよろしいかというふうに確認いたします。

もう1点確認したいのは、今後、今の状況でしたらまだ、今後長引く可能性があります。このまま、また、1回ぼっきりの大変ありがたいです。ありがたいですけども将来的なぜひ、国に関係機関に対して必要な対策をやはり2回、3回と打てるようなそういう要望も自治体で上げるべきだというふうに思いますが、この点含めて町長見解

をお願いいたします。

**○議長（村上和子君）** 町長、答弁。

**○町長（向山富夫君）** 米沢議員からの御質問についてお答えさせていただきます。

すでに知事会、町村会、市長会等を通じて、さらに今後にわたっても、しっかりと国民の皆さん方の力が失せていけないような対応を引き続き継続するような要望をすでにさせていただいておりますので、そういった活動を引き続き行なって参りたいと考えております。

**○議長（村上和子君）** 総務課長。

**○総務課長（宮下正美君）** 7番米沢議員から聞かれました今の質問の前段の所得等の部分ということでございますが、こちらにつきましては、いわゆる所得ですとか、あるいは生保の収入判定等、あるいは、いわゆる差し押さえの禁止財産ですということと法律の方がなっているところでございます。

以上です。

**○議長（村上和子君）** ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

**○議長（村上和子君）** 起立多数であります。

よって、議案第1号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第2号））は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第4 議案第3号

**○議長（村上和子君）** 日程第4 議案第3号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

**○総務課長（宮下正美君）** ただいま上程いただきました、議案第3号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

本件は、これまでの新型コロナウイルス感染症拡大予防対策により、地域経済への大きな影響や、生活様式の見直し、町内小中学校の臨時休校など、普段の生活において、多くの町民の方々の生活に不便さを強めていることに鑑み、町の理事者として、その痛みを寄り添う意を表わす形として、今後の地域経済支援策等の財源として、常勤特別職の給与にあてる財源を活用するために、特別職の職員

の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

内容についてであります。常勤特別職それぞれの給料月額について、町長については15%、副町長及び教育長については10%、6月から8月分の3か月間、減額するものであります。

以下、議案を朗読し、御説明といたします。

議案第3号をごらんください。

議案第3号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

特別職の職員の給与に関する条例(昭和35年上富良野町条例第13号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

第4項、町長等の給料月額は、令和2年6月1日から令和2年8月31日までの間に限り、第2条第2項の規定にかかわらず、同項に定められた額に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、期末手当基礎額及び当該期間において離職又は就職する職員の当該離職の日又は当該就職の日以後における給料月額は、同項に定める額とする。

第1号、町長100分の85。

第2号、副町長100分の90。

第3号、教育長100分の90。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第3号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の説明といたします。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

**○議長(村上和子君)** これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案第3号の質疑に入ります。

**○4番(中瀬 実君)** 特別職の給与減額する部分についての条例について町長にお伺いをしたいと思います。

今回のこのような私たちが経験したことのないような世界的な新型コロナによりまして、経済が非常に疲弊している。そういった中で、町の町長、副町長、それから教育長、給料の減額をしたいという申し出があつての条例だと思いますけれども、まず、町長にお伺いしたいと思います。

基本的に町長がこの給与を減額する。この基本的なコロナばかりではありません。減額をする理由、考え、どういった場合がこういったものを減額する理由になるかということの考えを教えてくださいと思います。

**○議長(村上和子君)** 町長、答弁。

**○町長(向山富夫君)** 4番中瀬議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほど、総務課長の方から提案の趣旨について、御説明させていただきました。それが基本的な認識でございます。多くの国民、町民の皆さん方が、非常にこういった不測の事態を迎えまして、大変つらい日々を送られているということに対しまして、私共、町をつかさどる立場を預かっているものとして、そういった方々と思いを共有しなるとか乗り越えようということを表す、一つの形として今回、こういう御提案をさせていただいているということでございます。特に、何か定義があつてするということなのでございませんで、私共の気持ちを表す一つの方法として押さえさせていただいているというふうに御理解いただきたいと思います。

**○議長(村上和子君)** 4番中瀬実君。

**○4番(中瀬 実君)** 今、町長からいただいた答弁は、コロナ対策に対しての考えを聞かせていただいたと私は思っております。私は、こういう特別職がこういう形で給与を減額するという場合の一つの基準というかは、私なりの考えかもしれませんが、町がいろんなことを行政上やっていて、何か特別、不祥事が起きたとかそれから思うような業績があがらなかった。とかいう時に減額をする。っていう場合が想定されます。そういった形で、減額をすることは私共いろんな場面で記憶をしています。町でも、もし、町民に寄り添うそういった気持ちがあつたり、例えば、行政上の中で、思ったような業績が上がらなかった時、そういった時も、当然のことながらそういったことが、あつていいはずだと私は思っております。そういったことは今までに考えられたことはなかったのかどうかお尋ねします。

**○議長(村上和子君)** 町長、答弁。

**○町長(向山富夫君)** 中瀬議員の御質問にお答えさせていただきますが、これまでどういう経過ということも含めまして、こういった事柄については、何か定義に基づいて発議をするということではございませんでして、時々、総体的な流れを勘案した中で、独自に当事者が判断するという性格のものというふうにとらえておまして、予見をもってそういった定義をしておくとか、あるいは、過去の事例とこの度の御提案と比較をしたりというような性格を有するものではないというふうなのが私の認識でございます。

**○議長(村上和子君)** 4番中瀬実君。

**○4番(中瀬 実君)** 色々考え方はあると思います。

ですが、この減額の分については金額の問題でなく気持ちの問題であると思ひますし、それからそれが、一般的にどこの今回のことのコロナの関係でも、ほかの町村でもそういった形で、いわゆる特別職が給与をカットするという部分はいろいろ報道をされております。それは、今回

のこういった関係での話ですから、それは町としての対応もそれはいいのかもしれませんが。

私が聞きたいのは基本的にいわゆる我々もそうです。それから特別職の町長はじめ副町長、教育長もそうです。皆さん給料をだてにもらっているわけではありません。仕事をするためにもらっているのです。その仕事に対して、その気持ちを表すことはそれは、間違いなく責任感を感じてしていることだし、町民に寄り添っているという部分ではそれは、間違いのないことかもしれません。

ですが、私が言いたいのは以前にもそういった責任を取らなきゃならないときもあったはず。それをその時はどういう考えだったのかということをお聞きをしたかったのは、具体的に言わなければわかりません。ですから私、今回言わせていただきますけれども、いわゆる、町の財政の中で、ラベンダーハイツが、営業不振になって、当時、町長は町の一般財源を繰り入れてまで経営をすることはありませんということで、かなりの時間を費やしております。そういうことが経過はありまして、一般財源を繰り入れるようになりました。繰り上げ流用をしてその結果が良くなっているんであればそれはそれで良かったと思いますけれども、かなりの金額がラベンダーハイツにつぎ込まれております。これは当初の予定がこうだったかどうかということに関してはそれは見誤ったかどうかはわかりません。当然のことながらそういったことも理由の1つで考えられたんでないかなと思っております。その辺でもし考えがあればお諮りしたいと思います。

**○議長（村上和子君）** 町長、答弁。

**○町長（向山富夫君）** 中瀬議員の御質問にお答えさせていただきますが、それぞれ、個々のその事案その時の状況あるいは、たとえば、その時の当事者等のそれは、その人その時、あるいはその人によって捉える捉え方によってそれは違いが当然あるものだというふうに思っておりますので、比べる、あるいは比較したり、当時云々というようなことで、今、一つ一つのことに立ち返ってここで、お答えするような性格を有するものではないというふうな私は判断をしているところであります。

**○議長（村上和子君）** ほかにございせんか。

7番米沢義英君。

**○7番（米沢義英君）** コロナ対策ということで、財源の町長の意思の表し方の一つだということで、それはそれとして、良いかないというふうに思います。例えば、今後、こういった状況の中で、長続き、こういったものが収束できないという場合というものも考えられます。そういった場合はこういった判断というのはまた、新たな形で表すのかどうなのかそこがちょっとよくみ取れないので

どのように考えていらっしゃるのかお伺いしておきたいと思います。

**○議長（村上和子君）** 町長、答弁。

**○町長（向山富夫君）** 7番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

どのような今後、展開が事態が進むのか予測はできませんが、いずれにいたしましても、予測を超えるようなまた状況が続いたりというような事態が発生した時には、時々状況を見まして、私なりに判断すべきということで、まずは、収束に向かうことを願っているところでございます。

**○議長（村上和子君）** ほかにございせんか。

3番高松克年君。

**○3番（高松克年君）** 先ほどの趣旨の中に町民の方々にその不便さを強いていることに鑑みと、その痛みを寄り添う話がありましたけれども、この定額給付金の申請がこれだけ遅れているということに対して、やはり、ある意味、北海道でも90%近くが申請を受け付けしているというようなことがニュースにもなるような時にこの遅れているのをやはり先ほど同僚議員なんかその先の決めた事項の中にありましたけれども、やはり遅れているということに対しての痛みを寄り添うことになっているのかどうかというのを自分なんかは感じるんですよ。それらあたりを十分なやり取り町民の人たちとやり取りをして、そして、できて上がってきていけばいいんですけども、残念ながら今のところは25日云々という話になっていってこと自体、痛みを寄り添うということになっているのかどうかというのは町長はどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

**○議長（村上和子君）** ちょっと違うと思うのですけれども。

副町長、答弁。

**○副町長（石田昭彦）** 3番高松議員の御質問にお答えしたいと思います。前段、議員から質問の中でありましたけれども90%の自治体がすでに受付を始めているということで、うちの町も始めているのはそれは御理解いただけているというふうに思います。それは理解いただいていることかなというふうに思います。郵送が発送されている自治体については、今現在で、概ね60%ぐらいというふうに理解しております。それが、そこにまだうちが至っていないということでもありますので、その遅れに対して、その責任を果たすためのこういう提案ではありませんので、それについては、前段御説明したとおりでありますので御理解をいただければなというふうに思います。

**○議長（村上和子君）** 3番高松克年君。

**○3番（高松克年君）** その遅れている対象者っていうか

それらあたりが、今、先ほどのことから言っても、非常に多い対象者を町民に対して、やはり、もう少しこの痛みに寄り添う気持ちがあるということであれば、しっかりとやっていっていただきたいというふうに思います。

**○議長（村上和子君）** 今、おっしゃってるのが条例改正とちょっと違うのかなと思っておりますのでそれについてはちょっと答弁しかねると思います。答弁必要ですか。

**○3番（高松克年君）** 答弁よろしいです。

**○議長（村上和子君）** わかりました。

ほかにごさいませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（村上和子君）** なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

**○議長（村上和子君）** 起立多数であります。

よって、議案第3号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第5 議案第2号

### ◎日程第6 議案第3号

**○議長（村上和子君）** 日程第5 議案第2号令和2年度上富良野町一般会計補正予算(第3号)、日程第6 議案第4号 上富良野町財政調整基金の一部支消についてを議題といたします。

関連がありますので一括して提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

**○総務課長（宮下正美君）** ただいま一括上程いただきました、議案第2号令和2年度上富良野町一般会計補正予算(第3号)及び議案第4号上富良野町財政調整基金の一部支消について提案の要旨をご説明申し上げます。

1点目は、国の新型コロナウイルス感染症に伴う「緊急事態宣言」、北海道における緊急事態措置が延長されるなど、感染症拡大予防対策の長期化が、これまで以上に町内事業者の経営の圧迫や業績の悪化など、多くの業種でその影響が拡大していることから、4月21日に臨時議会で議決いただきました「中小企業経営継続奨励助成金」の対象業種の拡大、事業期間の延長を行い、疲弊する町内中小企業者への支援策に取り組むとともに、今後も外出自粛などによる町外需要の減少に対応するため、町内での新たな需要喚起策と今後の営業活動の新たな展開策として「おうちでグルメ上富良野」事業に対する支援を実施するとともに、長引く外出制限や各施設の利用制限などに

より、特に未就学児童や児童生徒がいる世帯を中心に影響が大きく、今後も必要な感染症予防策を継続しながら、穏やかな家庭生活を送るための支援策として、子育て世帯を対象とし、おうちでグルメ上富良野を活用した支援事業について所要の補正をお願いするものであります。

2点目は、先に議決をいただきました特別職の給与条例の改正にともない、特別職の人件費について減額補正するものであります。

なお、必要な財源につきましては、特別職給与の減額条例に基づき不要となる一般財源を充当するとともに、本事業の緊急性を判断し、財政調整基金及び予備費を充当することで、補正予算を調製したところであります。

また、補正予算と合わせ、「上富良野町財政調整基金」の基金条例の規定に基づき、財政調整基金の一部支消について議会の議決を得ようとするものであります。

それでは以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分についてのみ説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますので、ご了承願います。

議案第2号をごらんください。

議案第2号令和2年度上富良野町一般会計補正予算(第3号)。

令和2年度上富良野町の一般会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、4,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億7,708万9千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

18款繰入金4,700万円  
歳入合計、4,700万円。

2、歳出。

7款商工費4,853万円。

11款給与費69万3千円の減。

12款予備費83万7千円の減。

歳出合計、4,700万円。

次に、議案第4号をごらんください。

議案第4号上富良野町財政調整基金の一部支消について。

上富良野町財政調整基金の一部を次により使用するため、上富良野町財政調整基金条例第6条第3号の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、支消金額、4,700万円。

2、使用目的、その他必要やむを得ない理由により生じた経費喫緊な地域課題に向けた財政需要の財源に充てるため。

3、使用年度、令和2年度。

以上で、議案第2号令和2年度上富良野町一般会計補正予算(第3号)及び議案第4号上富良野町財政調整基金の一部支消についての説明といたします。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

**○議長(村上和子)** これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案第2号及び議案第4号について一括して質疑に入ります。

5番金子益三君。

**○5番(金子益三君)** 議案第3号に関わる所でお伺いをいたします。協議会の中でも同じようなことをお伺いいたしましたが、失礼しました議案第2号に関わる所についてお伺いします。

この間、4月の臨時会においても中小企業経営継続奨励事業をいち早く取り組んでいただいたこと、また、さらにその時、質問させていただいた中で、2の矢3の矢ということで、追従して一般的な業種においてもこちらの経営継続奨励金の予算を計上していただいたということは、非常に高く評価をさせていただいているところでございます。

その中で、今回それに加えて、商工観光の方で商工業の販売促進の一助となるということで、約1,400万円の予算建をしているところでございますが、本来であればもう少し、こういった状況がある程度収束して、本当にいよいよ全業種がやるぞと上富良野力をつけていこうという時にこういったものをやることによって、より一層町民の購買であったりとか、出かけて集まったりする飲食等の喚起につながることはなると思うのですが、今、当面であると本来であればこちら当然その商工業、商工会や観光協会からやってくれ、なんとか助けてくれというような事業だということは理解するんですけども、実際に幅広い業種の中で、私たちも広聴して聞いた中でおくと、何が困っているのという店閉めてるんだけども固定費がかかってどうもならんと。例えば、国においては一部家賃の補助がある。それから、労働していただいている方を一時休業していただくことについても雇用調整の

交付金が用意されている。

しかしながら、例えば、上富良野町でいたるところで言えば、店は閉めて、超過分については少なくなったけども基本料金の水道料金というものは当然かかってくる。本当に閉栓をしてしまって長期に休むというのであればこれはかからないんですけども中々、例えば家と一緒にあったりとか借りてある物件であって、その元栓を閉めることができないとかということもある中で、上下水道の料金がかかっていく。また、6月1日までの猶予の中で、固定資産の一期目の納付書が届いてしまっているなど、非常にそういった業種をまたいだ中で、かかる扶助費またはその需用費に対して、本来であればそういったところをしっかりとまず、最初に助けてあげる。また、助成をしていただきながら経営、継続が続くような形でやる助成の方が先に来た方がいいのではないかなというふうに考えますがこの点はいかがでしょうか。

**○議長(村上和子君)** 副町長、答弁。

**○副町長(石田昭彦君)** 5番金子議員の御質問にお答えをいたします。答弁漏れがあったらあれしてください。

特に今回、私共もいろいろな特に経済団体の皆さんと協議をしながらどういったプランでご支援するのがいいのかというようなことを想定しながら今回御提案させていただきました。この事業をやっておられる方がしっかりとなんとか店を閉めないで継続できるようなそういうための支援のための給付金ということで、それぞれ事業の大きさによって40万、20万、40万というものについて、業種に関わらず全業種を対象にしたものに今回御提案させていただいたところであります。

あと、おうちのグルメにつきましてはこれについては、こういうものをぜひ取り組んでいきたい。特に、今、段階ではそれぞれ多くの皆さんといいますか、北海道は道民が外出を控えるようなそういう外出を自粛しているという中であって、一気にたとえば解除になったからと言って一気に移動したり外に出歩いたりというようなことはそういうようなものがなかなかままならない時に、そして今、政府の方でも新しい生活様式というようなものが提案されている中で、これからうちの町のおいても当然、経済がしっかりと動くようになれば、またお店に何か食べに行ったりとかってこともあるでしょうけど、そういう時代になったにしても新しい生活様式という中で、そういうデリバリーやテイクアウトというのは、これからの経済活動の中では、1つの地域の経済の力にもなるということで、そういうものを定着させていく意味でもこういうものが今の段階では、応援するに値する事業だなということ考えています。

町全体のそういうものについては例えば、プレミアム

商品券のようなそういう事業というのは、今、議員おっしゃったように収束して、よし、みんなでがんばろうとそういうときにはまた、そういうものがまた提案されればそういうものについてもしっかりと町が応援していくことが必要ななというふうに考えているところでありますし、あと、質問の中にありました水道料金の固定費等については、今回特に事業を行なっている方については今回の奨励助成の中で、一定程度考え方等についても加味した中で、20万、40万というものを想定をさせていただいたことについては4月の時にも御説明をさせていただいたとおりであります。

また、それらについては、当然固定費かかってきますので、相談に応じてそれらの支払い猶予については現在も対応しておりますので、そういうことについてもしっかりとPRもしていかなければ、いや、聞いてないぞということでは困りますのでそういうものについてもこれからもしっかりとPRしながら支払い猶予については対応してまいりたいというふうに考えているところであります。

**○議長（村上和子君）** 5番金子益三君。

**○5番（金子益三君）** この事業自体を否定するものでは決してございません。もちろん企業の継続奨励助成についてはもう大変、手厚く素晴らしいなというふうに考えておりますし、おうちでグルメについてもやはり商工会を通じて事業主の方から何とかその力をつけたいというところであるので、これはあの否定するもの何物もでもないです。

ただ、先ほど言いたいわけの税金の猶予の部分について、また、そういった水道料金の猶予というところでも実際の生の現場の声を聴いていくと、本当にどうしようもならないということとまた、今、PR不足というところでもありましたけれども先に自動車税のような形で北海道からきたものについては、御相談に乗りますよとそういったものが別べらで入っていたようにも記憶しておりますが、残念ながら今回町から来たものについては国のいわゆる特別の猶予の法律が決まった日付等々の債務あるとは思うんですけれども、もう少し、町民の皆さんに丁寧な説明があっても良かったのかなというふうに考えておるところであります。

聞きたいのは、やはり原資というのが限られておりますよね。今日の報道でもありました国からくるお金についても約9千万弱の中で、いろいろ町を地域を再生していきたいというところの中で使うべきのものだと思いますけれども、いつまでもやはり町にお金があるものでもありませんのでやはりその、町長たちが、行政が商工会の気持ちも汲みとって、このようなおうちでグルメとかっていう力添えをするのはいいんですけれども、本当にもうち

よっと困っているところというところのプライオリティというかそういったところも今後においてできるのかできないのかちょっとお伺いをしたいと思います。

**○議長（村上和子君）** 町長、答弁。

**○町長（向山富夫君）** 金子議員の御質問にお答えさせていただきます。

今、前段議員からご質問もございましたような今、事業継続していくために大変お困りの状況というのを私共も理解しておりまして、それらについて、今回の継続の奨励事業の中にもそういった精神も当然加味した組み立てとなっておりますが、今後におきましても、こういったことが、長引くというようなこととなりますとさらに負担感も増してまいります。国でも様々配慮がされておりますのでそういったことと連動して町といたしましても、連動してさらに効果を高めていくということを見出していきたいと思っておりますが、さらにですね大変今、御質問いただきました中で、様々なもう本当にあらゆる国として手立てを講じていただけるような方策も示されておりますが、実際、事業をされている方々あるいは、日々暮らしをされている町民の方々にそういった情報がこううまく伝わっているかということについては中々、バタバタしている中でございまして十分なところではございませんので、実は今度、広報がでますが、広報の中に皆さんが普段事業されている方も含めて、普段日々の暮らしをされている町民の皆さん方が、直接影響があるだろうと思われるメニューを一定程度網羅して、どなたも情報が伝わるような今、準備がもうすでにされていますので、次の広報が間もなく出ますので、そういったものをぜひ、ごらんいただければというふうに準備をさせていただいております。

**○議長（村上和子君）** ほかにございませんか。

1番元井晴奈君。

**○1番（元井晴奈君）** おうちでグルメかみふらの事業についてなんですけれども、先ほど対象店舗が35店舗で、観光協会、商工会に加盟している事業者の中で該当するのが70事業者程度という御説明でしたけれども、この企画の案内を出した飲食店の実数等は把握しているのでしょうか。

**○議長（村上和子君）** 企画商工観光課長、答弁。

**○企画商工観光課長（辻 剛君）** 1番元井議員からのおうちでグルメ事業に関する御質問にお答えさせていただきます。

該当となります70事業所。観光協会と商工会と重複されている方もいらっしゃいますけれども、実数としては、70の会員の事業所さんに御案内を差し上げているということで認識をしているところです。

**○議長（村上和子君）** よろしいですか。

1 番元井晴奈君。

**○1 番（元井晴奈君）** この件で、外出自粛などの対策で大きな打撃を受けている飲食店を対象にということだったんですけれども、そういった飲食店、今回は、デリバリー、テイクアウトができるというところなんですけれどもデリバリーやテイクアウトが難しい事業者、飲食店、具体的に言うとスナックやバーなどの事業者に対して、今後ともそういった方たちに対しての大きな打撃を受けている事業者に対しての何か、支援策を考えているのかもう一度確認をお願いします。

**○議長（村上和子君）** 企画商工観光課長、答弁。

**○企画商工観光課長（辻 剛君）** 1 番元井議員の今後の対策、支援策の在り方についての御質問でございます。

先ほど、金子議員からの御質問に副町長の方からも一部お答えさせていただきましたけれども、これが収束期に向かっていくことになれば町内を上げた需要の喚起策というところ、そういう町内の事業所すべてが対象となるようなそういうような方策も今後、時機を見て必要だと感じておりますので時機を見てそういう対策を打っていきたくて考えております。

**○議長（村上和子君）** よろしいですか。

7 番米沢義英君。

**○7 番（米沢義英君）** 補正予算の件で中小企業の奨励事業の点でお伺いします。

前回は聞きましたが、事業収入の30%以上減少したという形のかっこづけ等々があります。また、町税等の滞納が無いことが前提だということがあります。この期に及んでこういう枠は撤廃して、一律きちっと等しく対応するという必要ではないかというふうに思いますが、この点確認いたします。

次に今後、前段の説明では、農業者等その他該当しないところについては、今後こういった部分については対策をとるとことの話でありましたが、いわゆる、農業者いたっても業種によっては酪農家、牛を飼っている、肥育している業者がいろいろいます。キロ当たり500円とか1,000円マイナスになったというような事態も聞かれます。やはり、農業者にいたってはそれを糧にして生計を立ててる部分もありますので、やはりそういったきめ細やかな対策というのもあるべきかというふうに思いますが、今回、この中には、該当していないという状況ではありますが、これらの点についてどうお考えなのかお伺いします。

3つ目にお伺いしたいのは、この中に製造業ごとになるのはプラスコ等があるかと思えます。また、いろいろあります。そういったものも対象になるかというふうに思

いますが、合わせてこの点で塾ですね。学ぶ塾。こういったものは今回、こういったもののその他の業種になっているのかどうなのか。対象となっているのかどうなのかこの点お伺いしたいお聞きしたいと思います。

次に伺いたいのは、おうちでグルメという形になっております。これはクーポンの利用期間が、6月1日から7月31日という形になっております。今、同僚の議員もおっしゃいましたがこの期間で喚起を促すということの設定であるかというふうに思いますが、利用の自粛等だとかになれば、中々利用を控えるという可能性もあります。確かにデリバリーやテイクアウトですから注文をしながら出前やテイクアウトするという形になると思いますが、こういったものも判断した中で、今回のおうちでグルメも含めて、このクーポン事業も含めて、設定になっているのか確認しておきたいというふうに思っています。次にお伺いしたいのはおうちでグルメで食品券、食事券を配布するという形で0歳から18歳。これは大学生が対象になっていないかと思いますが、ここの部分についてはどのように判断をされたのかお伺いしておきたいと思えます。

この予算の全般的な物の考え方についてお伺いいたします。今後、今、同僚の議員もおっしゃいましたが、各飲食店等と事業所に至っては、固定費も今後、中々でないという状況になってきております。そういうものも含めて、第3弾、新たな施策の展開というのは当然考えられているかというふうに思いますがこの点確認いたします。

合わせて、上下水道だとかこういったところも聞きましたら非常に切実です。国保税の軽減だとか、そういうものも今後どういうふうになるのか確認いたします。

それと、財源の件であります。今回町長は等しく痛みを分かち合い、寄り添い合うということで、給与の減額もされました。これは否定するものではありません。ただ、今後、国の方から、交付税等がまた、来るかどうかわかりません。新たに来るかどうかわかりませんが、急に町で対応しなければならない。このコロナ関係で。そういう事業が出てきた場合に、原資をどうするのかということが非常に今、切羽詰まった話になってきているかというふうに思っています。当面は、臨時交付金や地方創生交付金だとかで対応できるかというふうに思いますが、同時に提案したいんですが、不急不要ないいわゆる当面、予算付け行った町長車だとか、そういった待てるものは待つというもの一つの方法かというふうに思っています。予算全般を見直して。

もう一つは公共の積立金、福祉積立金だとかそれぞれの目的に応じた積立金があります。こういったものも早急に使わないのであればこういったものもある程度取り

崩しながらこういった住民の切実な要求に対して、お金をきっちりとやはり確保して支援するということが今、求めているというふうに思いますが、こういった立場から財源をきっちりある程度、十分でないにしてもやはり確保する手段として対策を講ずるべきではないかというふうに思いますが、この点についてどのようなお考えなのかお伺いいたします。

**○議長（村上和子君）** 企画商工観光課長、答弁。

**○企画商工観光課長（辻 剛君）** 7番米沢議員の1点目から6点目の今回の補正予算に係る御質問には私の方からお答えをさせていただきたいと思えます。

一つ目の経営継続奨励助成につきまして、30%の減収率とあと、納税がされていることということで、こちらの方につきましては、4月の補正予算の時にも多少触れさせていただきましたけれども、一つの基準として、生活というか事業がかなり困難に陥った事業所というようになってくりに、支援をしたいというところから設けさせていただけるということで御理解をいただきたいと思えます。

また、納税がされているということにつきましても、今回の事業の実施の中でも御相談を受けて、完納制約でありますとか分納制約でありますとかそういうような御相談を受けた中で、交付をさせていただいているという事例もありますのでそういうところはしっかりと配慮させていただきたいというふうに思えます。

次に2点目の今回の対象業種からの農業者を今回想定していないということですが、農業者の方の中でも6次化でありますとか、そういう部門をお持ちの方については対象になりえるのかなというふうに考えております。議員からお話にありました酪農とか肉牛ですとか色々情報は聞き及んでいるところがございますけれども、国費負担のそういう補償制度等もございましてことから今後、ただ、影響が大きく出てきて、町としての支援も必要であれば農業サイドの方で色々策が講じられることもあるのかなというふうに考えております。

3点目の今回の、対象事業者の中に、町の比較的大きな事業所ということも対象になるのかという部分につきましては、町内の事業所であれば対象になるということで想定をさせていただきますし、あと、塾とかピアノ教室ですとか書道教室でありますとかそういうところも減収がされていれば対象ということで想定をしているところでございます。

あと、4点目のおうちでグルメの事業に関してでございますけれどもこちらの方、当然、非常事態宣言が解除された後となるべく外出は控えるようにというような状況の中で、事業者側からなんとか積極的に打って出るという

方法がデリバリーであったりテイクアウト。そちらのほうが比較的事業として活動として取り組みやすいのがやっぱり飲食店かなど。今回も、もっぱら飲食店に限らず、例えば、ホテル部門で飲食あるところとか。そういうところも当然事業の参加対象にはなっているところがございます。やはりこういう状況を受けた事業の組み立てだということで自粛に対応したものだということで判断をして、事業化ということで御理解いただきたいと思えます。

次、5点目の今回の連動して行います、お子様がいる家庭を対象とした食事券の配布についてなんですけども、こちらの方については高校生世代までということで、議員がおっしゃってございました、大学生の年代については対象にはなっていないということで御理解いただきたいと思えます。

あと、予算全般の考え方の一部としてですけども、今後また、こういう状況が続く中で先ほど、元井議員の質問にも一部お答えさせていただきましたが経済対策としては、町内全体の消費喚起を引き上げながら町の経済をなんとか維持をさせていくようなそういうことは今後、想定しているということで御理解いただきたいと思えます。

**○議長（村上和子君）** 副町長、答弁。

**○副町長（石田昭彦君）** 7番米沢議員の最後にありました御質問、全般にわたっての考え方等の中での御質問がありましたのでお答えをさせていただきたいというふうに思えます。

先ほど企画商工観光課長の方からも答弁させていただきましたように第3弾、第4弾そういうものが必要に迫られるように状況にあっては、当然今、国においてもそれらを踏まえて2次の補正予算も編成をしたいということですので、先ほど町長は答弁しましたようにそういったものしっかりと連動したなかで、町もそれに一緒になって地方自治体も応援できるものは応援していくということになるのだろうというふうに思っています。

ただ、知事も言ってるようにない袖は振りようがありませんので、ない袖をいかに短い袖であっても振れる袖を作るのかということは大切なことなんだろうということで、議員からも御発言がありましたけれどもその財源の確保についてはあらゆることを想定していかなければならないというのも確かだろうというふうに思えます。

特定目的基金につきましては特定の目的がございまして、その特定の目的に沿って活用していくわけでありましてけれども、変な言い方をすれば、こういう見方をすればこの基金も活用できるのではないかとすることは、議員の皆さんもですね理解が共通いただければそういう財



源を使うことも可能ですけれどもそれを使うということはその財源を使うための本来の事業については我慢をいただくということになりますので、そういうことも理解をいただいた中で、そういう目的基金は使っていかなければならないのかなど。当然今、必要な事業に充ててる基金でありますので、それを今コロナ対策に使うとすればその本来の事業を我慢してくださいということもお願いした中で、そういうものを使っていかなければならないというふうに思っております。

それと御審議をいただいて御一決をいただいた今年度の予算でありますけれども基本的に私ども、しっかりと御議論いただいて、御一決いただきました予算ですので、不要不急の予算が計上されているというそういう認識はございません。編成にあたっては緊急性、それから優先性を加味した中で、予算編成をしたものを提案をさせていただき、御審議をいただき、議決をいただいた予算ということでしっかりと執行していくということもこれも私たちの責務だなというふうに理解しておりますけれども、ただ、想定されますのは、今回のコロナ渦の中で、事業が中止になるものそういうものというのも当然想定されるのかなとそうであればそういう事業はコロナのたいせきに活用していくという考え方もできるのも一部あるんだろうというふうに思っておりますけれども議決いただいた予算については前段で御説明、お答えさせていただきましたように、不要のものであったり、不急のものであるというそういう予算は基本的にはないというふうに理解しておりますのでぜひ、そこは御理解いただきたいと思います。

**○議長（村上和子君）** 7番米沢義英君。

**○7番（米沢義英君）** この運用の仕方なんです、例えば飲食業でもスナックあるいは居酒屋等でこういったところでも、テイクアウト、デリバリーできますよということになれば、それはそういう事業にもこの事業今回、該当になるということですよ。工夫した事業ですから。そういうことになりますよね。確認したい。

それと、これは国との関係になりますが、今、持続化の給付金とか補助金があります。5割以上売り上げが減額しなければ対象にならないというような状況になっています。今日、歩いて聞きますと5割となると相当なもんですよね。おそらくもうつぶれているんじゃないかという話もありえます。全国的にもこういった問題に対して、もう少しハードルをちょっと緩めていただきたいというような声为上富良野町の中にも歩きましたら事業者の皆さん方から聞かれます。そういう意味で、やはりそういうものも踏まえて行政として、国に対して町がこういうことを住民の方要望していますよということも含めて

可能であれば、そういう声もぜひ、これに関わることなく、他にもあると思いますがぜひ、上げていきたいというふうに思いますが確認いたします。

**○議長（村上和子君）** 副町長、答弁。

**○副町長（石田昭彦君）** 7番米沢議員の御質問であります、先ほど別の質疑のなかで、町長からも答弁させていただきましたが、町村会、市長会、それから、そういった団体通じて、地域の声をしっかりと国に届けて国においてしっかりと対応するよというふうな声をかけさせていただいておりますので、こういったものについてはしっかりと国に届くように地域の生の声が届くように、上富良野町においてもしっかりとそういうふうな要需活動通じては今後も引き続き対応してまいりたいというふうに考えております。

それと持続化給付金につきましては、当該一月50%以下になった月があった場合に前年度の年収との比較の中で、100万円、200万円というような形での交付の仕組みになってございます。4月の50%に満たない人というのも大変な状況になっているのももちろんでありますので、そういったもののハードルを下げるような御意見もあるんだよということも合わせて声を大きくしていかなければならない課題かなというふうにも思いますが、ちょうど今、この4月21日に御一決いただいて執行しています事業にあたって、先ほど、商工観光課長の方から今、90件ほどの申し込みをいただいてすでにそれらに対応しているということでもありますけれども、私も決裁で見せていただきましたけれども当然50%以下の30%以上の対応ですので、50%未満の方というのも若干ありますけれども、見てみますと本当に多くの方50%以下の収入になっているというような状況にありますので、本当に町内の事業者においても漏れることなく持続化給付金の申請をしっかりとさせていただくようにです。ね町もPRをしなければなりませんし、それらについては商工会がお手伝いするようなそういう仕組みになっておりますのでしっかりとそういうものは漏れることなくそういう給付事業につながるようにそれぞれの事業者も対応していただければありがたいなというふうに思うところであります。

**○議長（村上和子君）** ほかにございませんか。

9番佐藤大輔君。

**○9番（佐藤大輔君）** 事前にいただきました資料を基にお伺いをいたします。

事業主体が観光協会と商工会ということで、分かれば結構です。高校生までを対象とした事業の主体が上富良野町産業にぎわい協議会になっている理由があればお伺いしたいと思います。なぜ、こういうことを聞くかと申

しますと、ただでさえ自粛自粛で業務過大になっている。そしてこれからおそらく国からはマスクは配られる等で業務過大となっている郵便サービスの負担軽減、また、850世帯ですから7万そこそこかと思いますが、そういった郵送費の削減とかを考えると抱き合わせで送った方がいいんじゃないのかなというふうに考えたときに何かこの主体が別になっている理由があれば教えていただきたいとお伺いしたいというところです。

また、念のために個人情報の取り扱いに関して特に問題がないのかをお伺いします。

**○議長（村上和子君）** 企画商工観光課長、答弁。

**○企画商工観光課長（辻 剛君）** 9番佐藤議員のただ今の事業主体に関係します御質問にお答えさせていただきます。

こちらの産業にぎわい協議会の方を主体とした主な理由といたしましては商品券を扱うということになりますけども、こういう大変な時期でございますので換金作業はですね速やかに行いたいということで、こういうにぎわい協議会の負担をもって事業を推進しようというふうにしたところがございます。あと、ただ、実質的には運営主体がにぎわい協議会でございますけれども事務局が企画商工観光課でございますのでそれらの事務についてはすべて私どもの課で行うということで御理解いただきたいと思っております。

あと、また、観光協会、商工会さん方との事業とのからみで郵送等一括してということになりますけども先ほどの児童手当にもありましたけども色々そういう御事情のある家庭とかそういう部分についても配慮した中で郵送させていただきたいということと、ということと、混合する、される場合がございますので、そういうことは同じような時期に御送りはしますがそこは分けて郵送させていただくということで今、作業を考えているところがあります。

**○議長（村上和子君）** ほかにございませんか。

11番小林啓太君。

**○11番（小林啓太君）** 私もおうちでグルメの件に関して質問をさせて、2つ質問させていただきたいと思っております。事業の内容にデリバリー、テイクアウトを提供する飲食店でありまた、クーポン事業向けの特別メニュー開発が必須条件というのがあります。こちらのこの企画に参画する期限の締め切りがゴールデンウィーク明けであったかと思うのですが、まず1点目、参加申込みの締め切りまでに間に合わなかった店舗、つまり、メニュー開発や新しくテイクアウトやデリバリーを開始するその調整、その意思決定が間に合わなかった店舗などがこの6月1日から7月31日まで開催されるこの事業に後から追っ

かけで参加できたりするのかもしれないのかというのが1点目です。

2点目は今後の社会情勢の変化に応じて、今言われている新しい生活様式に対応したような感染症対策をした上で、営業するなどのような店舗等、店舗の中でも、利用できるようなそういう柔軟性を持った企画なのかをお伺いしたいと思います。

**○議長（村上和子君）** 企画商工観光課長、答弁。

**○企画商工観光課長（辻 剛君）** 11番小林議員のただ今の御質問にお答えさせていただきます。

途中でこの取り組みに参加されるという店舗に関しての取り扱いについては、事業主体の方でしっかりと決めがされて扱いがされるのかなというふうに思いますが、それについて協力できるものについては行政の方としても協力をするような関係の中で、事業を進めていきたいなどということと考えております。

また、2点目のしっかりと今回の参加事業者に限らず、町内事業者の皆さんの店を開けている以上は、感染予防対策というのはしっかりと取られているのかなというふうに思いますけれども、今後、外出自粛が緩和されるなどして店舗での営業はそっちの方が主というようなことになったとしても今回につきましては新たなこの営業活動の在り方を定着させている新しい生活様式の一つの習慣になるのかなとデリバリーテイクアウトが。そういうようなことも目的において実施してございますのでこの事業期間中につきましては、デリバリーテイクアウトに限ったクーポン事業ということでお話を聞いているところがございます。

**○議長（村上和子君）** よろしいですか。

11番小林啓太君。

**○11番（小林啓太君）** ありがとうございます。

今回この企画に参画されないお店に対して何件かお話を伺った上で、今のような質問をさせていただきました。なので、今回テイクアウトやデリバリーを断念されたお店などに関しては、もし可能性があるとすれば今後、新たにテイクアウトやデリバリー新しい商品を開発するなどのこの企画に合わせた形で営業することでもしかしたらこの企画に後追いで参画できるかもしれないという認識でよろしいでしょうか。

**○企画商工観光課長（辻 剛君）** 11番小林議員のただ今の御質問でございます。

事業主体が先ほどから言ってますように観光協会、商工会ということになっておりますので、その取扱いについて今、私がここで断言することはできませんけども、そういう取り扱いを事業主体さんの方で、なされたときにはできる限りの協力はしたいということで御理解をいた

だきたいと思います。

**○議長（村上和子君）** ほかにございませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（村上和子君）** なければ、質疑を終了いたします。  
討論を省略し、これより議案第2号を採決いたします。  
本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

**○議長（村上和子君）** 起立多数であります。  
よって、議案第2号令和2年度上富良野町一般会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。  
次に、討論を省略し、これより議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第4号上富良野町財政調整基金の一部支消については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会宣告

**○議長（村上和子君）** 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、令和2年第3回上富良野町議会臨時会を閉会といたします。

午前12時03分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なる事を証するため、ここに署名する。

令和2年5月15日

上富良野町議会議長 村上和子

署名議員 金子益三

署名議員 中澤良隆